

国際教養大学カフェテリア運営業務の公募型プロポーザル実施について（公告）

公募型企画提案方式による、公立大学法人国際教養大学カフェテリア運営業務委託業者の募集について、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

公立大学法人国際教養大学事務局

1 業務委託の概要

- (1) 業務名 公立大学法人国際教養大学カフェテリア運営業務委託
- (2) 業務場所 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱
国際教養大学内カフェテリア（秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱）

2 入札に参加する者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (3) 公募開始日から過去2年の間に、本学と同規模以上の大学施設等において同種業務の元請けとして1件以上の履行実績を有すること。
- (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 秋田県内に本社・支社・営業所を有していること。

3 募集要項

国際教養大学カフェテリア運営委託業務委託事業者募集要項は別紙のとおり

4 問い合わせ先

公立大学法人国際教養大学 事務局総務課

秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2

電話：018-886-5901 FAX：018-886-5910